

(第 182 回 定時株主総会招集通知添付書類)

第 182 期 報 告 書

(平成27年 4 月 1 日から)
(平成28年 3 月31日まで)

事 業 報 告
連 結 計 算 書 類
計 算 書 類

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

会計監査人監査報告書謄本

監査役会監査報告書謄本



品川リフラクトリーズ株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号

事業報告

(平成 27 年 4 月 1 日から)
(平成 28 年 3 月 31 日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当期における我が国経済は、輸出企業を中心とした企業業績の改善が進み、緩やかな回復を続けてまいりました。しかしながら期半ばより中国をはじめとする新興国経済の成長鈍化により、資源価格の下落等世界経済の先行きに不透明感が台頭し、リスク回避のための円買いの流れが生じたことから、平成 28 年の年明け以降は為替相場が一転して円高に振れ、企業業績に下振れリスクが生じる厳しい状況の中で推移しました。

耐火物業界の最大の需要先である鉄鋼業界におきましては、中国の過剰生産による海外市況の悪化や、原油安に伴う銅管など関連鋼材の需要減少により輸出が伸びず、自動車や建設向けの内需も減少したことから、通期の粗鋼生産量は前期比 5.2% 減少の 1 億 418 万トンとなり、その為当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況が続きました。

当社グループは、世界トップクラスの総合耐火物メーカーとしての地位の維持・向上に向けて、確実な収益確保とさらなる成長を実現することを中長期的なビジョンに掲げ企業活動を展開しております。当期からスタートした第 3 次中期経営計画では「将来にわたる持続的成長に向け中長期的な視点から競争力の確保を図る」を基本方針とし、「設備・人材面における基盤整備」を最重要課題として位置づけております。当期においては、設備における基盤整備として「中核生産設備の新鋭化」に取り組み、スライドプレート製造用プレスの導入を実施するとともに、人材面における基盤整備として「人材の確保と育成施策の強化」に取り組みました。

当期の連結成績につきましては、粗鋼生産量の減少と各種窯炉補修作業の減少による耐火物およびエンジニアリング売上が減少したことにより売上高は 978 億 89 百万円と前期に比べ 22 億 99 百万円 (2.3%) の減少となりました。

損益面では、売上高は減少したものの徹底したコストダウンの推進により、営業利益は 50 億 19 百万円と前期に比べ 1 億 23 百万円 (2.5%) 増加しました。しかしながら期末にかけた円高の進行により外貨建資産の為替評価損 2 億 47 百万円が発生したことなどから、経常利益は 49 億 51 百万円と前期に比べ 2 億 64 百万円 (5.1%) の減益となり、親会社株主に帰属

する当期純利益は海外子会社の固定資産減損損失2億82百万円を計上したことなどから27億96百万円と前期に比べ3億1百万円(9.7%)のそれぞれ減益となりました。

次にセグメントの概況をご報告申し上げます。

<耐火物及び関連製品>

耐火物及び関連製品事業につきましては、セラミックファイバー製品等の売上が堅調に推移したものの、粗鋼生産量の減少による定形耐火物・不定形耐火物の売上減少の影響が大きく、当期の売上高は738億49百万円と前期に比べ9億84百万円(1.3%)の減収となりました。

<エンジニアリング>

エンジニアリング事業につきましては、各種窯炉補修作業等の減少により、当期の売上高は216億94百万円と前期に比べ11億90百万円(5.2%)の減収となりました。

<不動産・レジャー等>

不動産・レジャー等事業につきましては、当期の売上高は23億45百万円と前期に比べ1億24百万円(5.0%)の減収となりました。

セグメント	売上高(百万円)			
	前期 (平成27年3月期)	構成比	当期 (平成28年3月期)	構成比
耐火物及び関連製品	74,833	74.7%	73,849	75.4%
エンジニアリング	22,885	22.8	21,694	22.2
不動産・レジャー等	2,470	2.5	2,345	2.4
合計	100,188	100.0	97,889	100.0

(2) 設備投資の状況

当社グループが当期において実施いたしました設備投資の総額は、17億3百万円であります。

その主なものは次の通りです。

当社 西日本工場岡山製造部 プレートプレス更新 1億18百万円
 当社 西日本工場玉島製造部 新事務所 88百万円

(3) 対処すべき課題

今後の国内経済につきましては、東京オリンピック・パラリンピックに向けた建設需要が本格化すると見込まれるものの、上向く気配をみせない個人消費や、円高への反転による輸出企業の業績悪化など、先行きに多くの懸念材料が存在しております。

一方海外においては、米国経済は堅調に推移し、また欧州等は緩やかな回復を見せているものの、中国経済の減速が顕著になり、その対策としての構造改革には数年かかることが見込まれるなど、先行きに不透明感が増しております。

当社グループにおきましては、国内粗鋼生産量が伸び悩みを見せる中、国内市場に加えて海外市場における同業他社との競争も激しさを増しており、厳しい状況が続くことが想定されます。

こうした環境の中、当社グループは第3次中期経営計画（平成27年度～29年度）において、将来に渡る持続的成長を実現するため、中長期的な視点に基づく競争力強化策として「設備と人材の基盤整備・強化」を基本方針とし、以下の四つの重点課題に取り組んでおります。

①国内生産基盤の整備

中核生産設備の新鋭化によりお客様への安定供給と品質強化を図るとともに競争力を強化します。

②人材の確保と育成

競争力の源泉は人材であるとの認識の下、安定的な採用、人材育成の高度化、技能継承の充実等の人事施策を強化します。

③技術力の強化と拡販

生産・販売・技術一体の活動を強化することにより魅力的な新商品、高機能商品を開発し、早期の市場投入を図ります。加えて当社グループの総合力を活用し、海外事業展開を加速します。

④安全活動とコンプライアンスの強化

安全活動においては、「設備と作業の本質安全化」を徹底するとともに、「5S」の全職場への展開により、全員参加で安全・快適で効率的な職場づくりを目指します。コンプライアンスにおいては、グループ全体としてレベルの維持・改善に努め、着実に意識の向上を図ります。

中期経営計画の2年目にあたる平成28年度においては、全ての事業における徹底したコストダウンの実行、ならびに新規のお客様の開拓等による成長機会を捕捉し、四つの重点課題に着実かつスピード感を持って取り組むことで、堅固な収益基盤を構築いたします。そして中期計画の最終目標である過去最高の業績「売上高1,100億円 RO S 6%」の達成を目指してまいります。

今後も引き続き、株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存であります。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 179 期 (平成 25 年 3 月期)	第 180 期 (平成 26 年 3 月期)	第 181 期 (平成 27 年 3 月期)	第 182 期 (平成 28 年 3 月期) (当 期)
売 上 高 (百万円)	99,204	96,875	100,188	97,889
経 常 利 益 (百万円)	5,154	4,160	5,215	4,951
親会社株主に 帰属する 当期純利益 (百万円)	2,576	2,224	3,098	2,796
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	27.33	23.59	32.87	29.67
純 資 産 (百万円)	42,847	45,257	51,042	50,132
総 資 産 (百万円)	106,681	106,869	109,841	103,697
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	402.73	422.49	478.95	468.80

(5) 企業集団の主要な事業内容

セグメント	事業内容
耐火物及び関連製品	定形耐火物、不定形耐火物、モールドパウダー、焼石灰、化成品、耐火断熱煉瓦、セラミックファイバー及びファインセラミックス等の製造販売
エンジニアリング	高炉・転炉・焼却炉等の築炉工事、工業窯炉の設計・施工等
不動産・レジャー等	不動産賃貸、ゴルフ場・スーパー銭湯の経営等

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場

①当社

本 社 : 東京都

営業所・事業所 : 千葉、川崎、倉敷、福山、神戸、加古川、鹿嶋、大阪

工 場 : いわき、銚田、赤穂、備前、倉敷

②重要な子会社

イソライト工業(株) : 大阪、愛知、石川

(株)セラテクノ : 兵庫、岡山

品川ファインセラミックス(株) : 岡山、神奈川

瀋陽品川冶金材料有限公司 : 中国

シナガワリフラクトリーズ
オーストラレイシア Pty. Ltd. : オーストラリア

大石橋市品川栄源連鑄耐火材料有限公司 : 中国

シナガワアドバンストマテリアルズアメリカズ Inc. : 米国

遼寧品川和豊冶金材料有限公司 : 中国

(7) 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前期末比増減
耐火物及び関連製品	2,165名	57名増加
エンジニアリング	599名	66名増加
不動産・レジャー等	23名	13名減少
全社(共通)	52名	5名減少
合計	2,839名	105名増加

(注) 当期より従業員数には受入出向者(79名)を含んでおります。

なお、当社の従業員数は1,108名(前期末比28名増加)であります。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	4,528百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,412
株式会社みずほ銀行	3,335
株式会社七十七銀行	1,650

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
イソライト工業株式会社	百万円 3,196	% 54.9	耐火断熱煉瓦・セラミック ファイバーの製造・販売
株式会社セラテクノ	440	51.0	耐火物・焼石灰の製造・ 販売
品川ファインセラ ミックス株式会社	100	100.0	ファインセラミックス の製造・販売
瀋陽品川冶金 材料有限公司	百万人民币 44	100.0	連続鑄造用モールド パウダーの製造・販売
シナガワリファクトリーズ オーストラレイシアPty. Ltd.	百万豪ドル 22	100.0	耐火物の製造・販売
大石橋市品川栄源連 鑄耐火材料有限公司	百万人民币 48	67.0	連続鑄造用耐火物の 製造・販売
シナガワアドバンストマ テリアルズアメリカズInc.	千米ドル 300	100.0	連続鑄造用モールド パウダーの製造・販売
遼寧品川和豊冶 金属材料有限公司	百万人民币 28	66.7	連続鑄造用モールド パウダーの製造・販売

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 377,000,000 株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 94,293,663 株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 4,590 名 |
| (4) 上位 10 名の株主 | |

株 主 名	持株数	持株比率
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	千株 31,810	% 33.7
株 式 会 社 神 戸 製 鋼 所	3,525	3.7
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,268	3.5
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	3,159	3.4
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	2,000	2.1
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,815	1.9
シ ー ビ ー エ ス ワ イ ガ バ メ ン ト オ ブ ノ ル ウ ェ ー	1,796	1.9
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,705	1.8
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,500	1.6
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,412	1.5

(注) 持株比率は自己株式 (19 千株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権に関する事項

該当する事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	相川 貢	CEO
取締役常務執行役員	吉野 良一	第1営業部・第2営業部担当
取締役常務執行役員	白山 章	築炉事業部担当 エンジニアリング部担当補佐
取締役常務執行役員	野村 修	技術研究所・技術部・エンジニアリング部 担当
取締役常務執行役員	太田 隆明	管理部門・国内関係会社担当
取締役常務執行役員	飯田 栄司	生産部門・原料資材部・安全環境部担当 西日本工場長
取締役常務執行役員	金重 利彦	第3営業部・第4営業部担当 第4営業部長
取締役	中島 茂	日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役 株式会社日本証券クリアリング機構社外監査役
常勤監査役	小山 恵一郎	イソライト工業株式会社社外監査役
常勤監査役	箱根 直意	
監査役	豊泉 貫太郎	日本生命保険相互会社社外監査役
監査役	佐藤 正典	全国農業協同組合中央会理事・監査委員長 タカタ株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役中島 茂氏は、社外取締役であります。
2. 監査役豊泉貫太郎、佐藤正典の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役根根直意氏は、長年にわたり経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役豊泉貫太郎氏は、弁護士として会社法はもとより企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役佐藤正典氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役中島 茂、社外監査役豊泉貫太郎、佐藤正典の各氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
5. 当社は、執行役員制度を採用しており、相川 貢、吉野良一、白山 章、野村 修、太田隆明、飯田栄司、金重利彦の各氏が執行役員を兼務しております。
6. 当期中の取締役及び監査役の異動は、次の通りであります。
- 平成27年6月26日開催の第181回定時株主総会において、取締役として中島 茂氏が新たに選任され、就任いたしました。
7. 当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

区 分	員 数	支給額	摘 要
取 締 役	8 人	百万円 182	うち社外1名 7百万円
監 査 役	4	54	うち社外2名 16百万円
合 計	12	237	

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与相当額の総額は37百万円であり、上記支給額には含まれておりません。
2. 当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した総額は53百万円(取締役8名に対し44百万円、監査役4名に対して9百万円)であり、上記支給額に含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区 分	氏 名	兼職先、兼職内容及び当該他の法人等との関係
取 締 役	中 島 茂	日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役 当社と日精エー・エス・ビー機械株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社日本証券クリアリング機構社外監査役 当社と株式会社日本証券クリアリング機構との間には重要な取引その他の関係はありません。
監 査 役	豊 泉 貫太郎	日本生命保険相互会社社外監査役 日本生命保険相互会社は当社株式の15%を所有しております。また、当社は同社との間に資金の借入等の取引関係があります。
監 査 役	佐 藤 正 典	全国農業協同組合中央会理事・監査委員長 当社と全国農業協同組合中央会との間には重要な取引その他の関係はありません。
		タカタ株式会社社外監査役 当社とタカタ株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況
中 島 茂	平成27年6月26日就任以降に開催した取締役会の10回中10回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地に基づき、的確な発言を行なっております。
豊 泉 貫太郎	当事業年度開催した取締役会の12回中11回、監査役会の12回中12回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地に基づき、的確な発言を行なっております。
佐 藤 正 典	当事業年度開催した取締役会の12回中12回、監査役会の12回中12回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地に基づき、的確な発言を行なっております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬

57百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

100百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはそれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

連結子会社のイソライト工業(株)は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である新システム構築に係る助言業務を委託しております。

(4) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の額に同意しました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制整備

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」として以下を内容とする「内部統制システム基本方針」を取締役会で決議しております。

①取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 企業行動憲章を制定し、経営者が繰り返しその精神を当社及び子会社から成る企業集団の全従業員に伝えることにより、法令順守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。
 - 2) 内部統制委員会を設置し、当社及び子会社各社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。内部統制委員会は取締役、執行役員及び常勤監査役の内から構成し、事務局を設置する。
 - 3) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のコンプライアンスの推進状況について監査する。
 - 4) 内部統制委員会は、コンプライアンスの推進状況及び監査の結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
 - 5) 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行なう手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務執行に係る情報は、社内規則に則り、適切に文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 内部統制委員会は、当社及び子会社各社のリスクマネジメントの取り組みを横断的に統括する。
 - 2) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のリスクマネジメントの推進状況について監査する。
 - 3) 内部統制委員会は、リスクマネジメントの推進状況及び監査の結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
- 1) 取締役、執行役員及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
 - 2) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため部門ごとの毎期の業績目標と予算を設定する。
 - 3) 各部門を担当する取締役または執行役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築する。
 - 4) 管理部門担当取締役は月次の業績につき、ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会に報告する。
 - 5) 取締役会は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。

- ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、当社及び子会社から成る企業集団全体にわたる内部統制の構築を目指し、当社及び子会社各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行なわれるシステムを含む体制を構築する。
そのため、当社取締役、執行役員、事業所長及び子会社社長は、当社各部門及び子会社各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。
当社の内部統制委員会は、当社及び子会社の内部統制に関する監査を実施し、その結果を当社各部門及び子会社各社の責任者に報告するとともに、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行なう。
 - 2) 当社は、子会社各社の一定の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む）について、関係会社管理規程により当社の機関決定までの手順を義務づけ、当社の取締役会規則等に定めた決定手続き等により、審議・決定し、また報告を受ける。
 - 3) 関係会社担当取締役・執行役員は、関係会社管理規程に基づき当社のシステムに則った子会社各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの体制整備と、効果的且つ効率的な職務の執行に関して子会社社長に指示・助言を行なうとともに、子会社各社の推進状況を監督する。
 - 4) 当社の内部監査室は、当社及び子会社各社の業務の有効性・効率性並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの実施状況について監査する。
- ⑥監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 1) 監査役が求めた場合の監査役の職務を補助する使用人は内部監査室員の内より選出し、同職務については監査役の指示に従うものとする。
 - 2) 補助者の人事異動については監査役会の意見を尊重する。
- ⑦当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、必要に応じまたは監査役の要請に応じ、監査役に対して職務の執行状況を報告する。また、内部統制委員会は、監査役に対して当社及び子会社から成る企業集団全体に重大な影響を及ぼす事項、内部統制に関する監査の実施状況、コン

プライアンス・ホットラインに関する状況を速やかに報告する。また、監査役が必要と判断した事項については取締役、執行役員及び使用人が速やかに報告する。

- ⑧監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、コンプライアンス・ホットラインへの通報・相談者及び監査役への報告者については不利な取り扱いを受けないことを確保する。

- ⑨監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払または償還に応じる。

- ⑩その他監査役職務の執行が実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「内部統制システム基本方針」に基づき、取締役及び常勤監査役で構成する内部統制委員会にコンプライアンス委員会・リスクマネジメント委員会を設け、内部統制システムの整備・運用にあっています。また昨年11月には「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定めガバナンス体制のさらなる強化を図っています。当事業年度における主な運用状況は以下の通りです。

①コンプライアンス

当社及び子会社の役職員の行動規範として、「品川リフラクトリーズ行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、各種研修を実施し、「内部通報規定」により社外弁護士等を窓口とするコンプライアンス・ホットラインを社内報で毎号紹介するなど、コンプライアンス意識の醸成に努めております。

②リスクマネジメント

「リスクマネジメント基本方針」及び「リスク管理規定」に基づき、企業活動の継続的・安定的な推進を阻害する潜在的なリスクを最小化し、異常事態や緊急事態の発生への即応を可能とするため、定期的に重要リスクを評価し対策を定める活動を推進しています。また財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、グループ全体で有効かつ適切な内部統制を整備・構築し、継続的に改善のうえ運用しているかについて内部統制評価を実施いたしました。

③取締役会による監督等

当社取締役会は、今期より新たに就任した社外取締役1名を加えた取締役8名により、取締役会を12回開催し、法令・定款等への適合性や経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績をレビューし改善策を検討する等合理的な経営判断に基づく取締役の業務執行の妥当性等について監督いたしました。

④監査役による監査等

当社監査役会は今期12回開催され、監査方針・計画を協議決定し、常勤監査役が経営会議に出席し取締役の業務執行を監督するとともに社外監査役と情報を共有しています。また代表取締役社長、監査法人と意見交換を行うことにより、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査を実施いたしました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合耐火物メーカーである当社の経営においては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、①伝統の中で蓄積された豊富なノウハウと技術開発力、②高品質の製品を開発し提供することを可能とする国内外の拠点、③永年の間に築き上げたお客様・お取引先との信頼関係、④地域との共生及び環境保全への取組み等を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非は株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

従いまして、買付者が大規模な買付行為を行う場合においては、一定のルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に

事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとはいえません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成、その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、耐火物及び関連事業において競争を勝ち抜くために、拡販とその背景となる顧客満足度の向上を最重要課題に掲げ、営業・生産活動に励むとともに、更なるグローバル化を指向しグループとしての事業規模の拡大を追求しております。

また、経営統合以来進めてまいりました生産集約を完了し、国内の生産拠点を3工場体制から2工場体制に再編することでさらなる効率化を図り、コスト競争力の高い、強い生産体制を目指しております。

さらに、株主、お客様・お取引先、地域社会、社員等多くの関係者各位の期待・信頼に応えるべく、収益の拡大による経営基盤の強化を図る一方、社会の信頼を得られる企業であり続けようとする姿勢を徹底することで企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。

コーポレート・ガバナンスはそのための土台と考え、当社取締役会の活性化及び監査体制の充実をもって経営管理体制の強化を図っております。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成26年5月8日開催の当社取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」(以下「本対応方針」といいます。)として継続を決議し、平成26年6月27日開催の第180回定時株主総会に付議し、承認可決されました。

本対応方針は、当社株式等について、20%以上となる買付行為等が行われる場合に、①当該買付者が当社取締役会に当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動の可否について決議を行った後に当該買付行為を開始する、という大規模買付ルールを遵守を当該買付者に求める一方で、当該買付者が大規模買付ルールを遵守

しない場合又は当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会への諮問を経うえて、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本対応方針の有効期間は平成 29 年 3 月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までです。

本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shinagawa.co.jp/news/index.html>）に掲載する平成 26 年 5 月 8 日付ニュースリリースをご覧ください。

（４）本対応方針に対する判断及びその理由

（２）に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、（２）に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。

また、（３）に記載した本対応方針も、（３）に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動又は不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は 3 年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	62,847	流 動 負 債	40,624
現金及び預金	8,474	支払手形及び買掛金	13,464
受取手形及び売掛金	30,781	短期借入金	16,752
有価証券	6,199	1年内償還予定の社債	2,180
商品及び製品	7,620	リース債務	9
仕掛品	2,848	未払金	3,545
原材料及び貯蔵品	5,640	未払費用	1,760
繰延税金資産	631	未払法人税等	558
その他	758	未払消費税等	206
貸倒引当金	△ 107	賞与引当金	1,112
		製品保証引当金	5
		その他	1,029
固 定 資 産	40,850	固 定 負 債	12,941
有形固定資産	29,910	社 債	40
建物及び構築物	14,954	長期借入金	1,408
機械装置及び運搬具	4,315	リース債務	10
土地	9,791	繰延税金負債	1,617
リース資産	13	役員退職慰労引当金	437
建設仮勘定	305	環境対策引当金	90
その他	530	退職給付に係る負債	5,904
無形固定資産	430	長期預り保証金	2,948
		資産除去債務	157
		その他	325
		負債合計	53,565
投資その他の資産	10,509	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	7,966	株 主 資 本	43,271
繰延税金資産	769	資 本 金	3,300
退職給付に係る資産	403	資 本 剰 余 金	5,151
その他	1,602	利 益 剰 余 金	34,824
貸倒引当金	△ 233	自 己 株 式	△ 4
		その他の包括利益累計額	924
		その他有価証券評価差額金	1,206
		為替換算調整勘定	745
		退職給付に係る調整累計額	△ 1,027
		非支配株主持分	5,937
		純 資 産 合 計	50,132
資 産 合 計	103,697	負 債 純 資 産 合 計	103,697

連 結 損 益 計 算 書

(平成 27 年 4 月 1 日から
平成 28 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		97,889
売 上 原 価		80,690
売 上 総 利 益		17,198
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,179
営 業 利 益		5,019
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	21	
受 取 配 当 金	211	
保 険 配 当 金	75	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	74	
そ の 他	144	526
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	212	
為 替 差 損	247	
そ の 他	134	593
経 常 利 益		4,951
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	53	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	274	327
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	60	
減 損 損 失	286	
環 境 対 策 費	108	455
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,823
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,414	
法 人 税 等 調 整 額	286	1,701
当 期 純 利 益		3,122
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		325
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,796

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日 期首残高	3,300	5,147	32,640	△ 3	41,084
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 612		△ 612
親会社株主に帰属する当期純利益			2,796		2,796
自己株式の取得				△ 1	△ 1
連結子会社の合併に伴う持分の増減		3			3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	3	2,184	△ 1	2,186
平成28年3月31日 期末残高	3,300	5,151	34,824	△ 4	43,271

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
平成27年4月1日 期首残高	3,760	1,069	△ 760	4,069	5,888	51,042
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 612
親会社株主に帰属する当期純利益						2,796
自己株式の取得						△ 1
連結子会社の合併に伴う持分の増減						3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 2,553	△ 324	△ 267	△ 3,145	48	△ 3,096
連結会計年度中の変動額合計	△ 2,553	△ 324	△ 267	△ 3,145	48	△ 909
平成28年3月31日 期末残高	1,206	745	△ 1,027	924	5,937	50,132

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 26 社

主要な連結子会社の名称

イソライト工業(株)、(株)セラテクノ、帝国窯業(株)、

品川ゼネラルサービス(株)、品川ロコー(株)

品川開発(株)、品川化成(株)、品川ファインセラミックス(株)

瀋陽品川冶金材料有限公司、大石橋市品川栄源連铸耐火材料有限公司

シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd.

シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア NZ Ltd.

PT シナガワ リフラクトリーズ インドネシア

シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.

遼寧品川和豊冶金材料有限公司

(株)ITM、イソライト建材(株)、イソライト土地開発(株) 他8社

当社の連結子会社であった大日工業株式会社は、平成27年4月1日付で、当社の連結子会社である千種工業株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、第1四半期連結会計期間より、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 3 社

持分法適用関連会社の名称

イソライト ファンシン (タイワン) Co. Ltd.

I T M - U N I F R A X 株式会社

フォスター エンジニアリング Pte. Ltd.

(2) 持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用の関連会社は全て決算日が12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち瀋陽品川冶金材料有限公司、大石橋市品川栄源連铸耐火材料有限公司、シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd.、シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア NZ Ltd.、PT シナガワ リフラクトリーズ インドネシア、シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.、遼寧品川和豊冶金材料有限公司及び他6社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券 時価のあるもの ……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの ……………移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

評価基準は主として原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品については主として先入先出法、仕掛品、原材料及び貯蔵品については、主として移動平均法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

（当社及び国内連結子会社）

建物の一部、当社の岡山塩基性煉瓦プラント及び日生CCパウダープラント、築炉事業部各事業所及び赤穂製造部の一部、並びに一部の国内子会社については定額法、その他については定率法によっております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

（在外連結子会社）

定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一

の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④投資その他の資産

長期前払費用については、定額法によっております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

①社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③製品保証引当金

製品のメンテナンス及び交換に伴う支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職一時金支払に備えるため、役員退職金支給内規に基づく当連結会計年度末要支給額の総額を計上しております。

⑤環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっており

ます。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～15年、ただしイソライト工業㈱は5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）によっており、その他の工事については、工事完成基準によっております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、収益及び費用は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分及び為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理によっております。また、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理によっております。またそれぞれの手段において特例処理または振当処理の要件を満たさない場合は、繰延ヘッジ処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象：借入金利息、外貨建金銭債権債務、外貨建予約取引

③ヘッジ方針

金利変動による支払金利の増加リスクの減殺、為替相場変動によるリスクの回避等の目的で行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

それぞれの手段において特例処理及び振当処理の要件を満たしている場合は、有効性の評価は省略しております。また、繰延ヘッジ処理を採用している場合も、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ行為の開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺すると想定することができるため、有効性の評価は省略しております。

(9) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

1. 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第 22 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第 58 - 2 項 (4)、連結会計基準第 44 - 5 項 (4) 及び事業分離等会計基準第 57 - 4 項 (4) に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度末の資本剰余金が 3 百万円増加しております。当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
現金及び預金	100 百万円
建物及び構築物	4,394
土地	981
投資有価証券	177
計	5,653
上記に対する債務	
短期借入金	200 百万円
長期借入金（1年内返済予定額含む）	865
長期預り保証金（1年内返済予定額含む）	2,712
計	3,777

3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 80,194 百万円

4. 国庫補助金により有形固定資産の取得価額から直接減額した累計額

国庫補助金受入による有形固定資産の圧縮記帳
累計額 48 百万円

5. 偶発債務

(1) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証（根保証）
フォスター エンジニアリング プライベート Ltd. 83 百万円

(2) 受取手形裏書譲渡高

受取手形裏書譲渡高 112 百万円

Ⅳ. 連結損益計算書に関する注記

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

2. 減損損失の内容

当連結会計年度において当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

減損損失を把握するにあたっては事業別を基本とし、事業所別の製品群を単位に資産をグルーピングし、それぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としております。なお、賃貸等不動産及び遊休資産については、個々の物件を単位としております。

当連結会計年度におきまして、赤穂製造部ならびに共用施設の土地の一

部について、地価が下落したため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

連結子会社の大石橋市品川栄源連鑄耐火材料有限公司において、事業環境の悪化等により収益性の低下が見込まれたため、同社の生産設備について帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

減損損失の内訳

対 象 と 所 在 地	用 途	種 類	減損損失 (百万円)
西日本工場赤穂製造部 (兵庫県赤穂市)	遊 休 地	土 地	2
共 用 施 設 (新潟県妙高市)	遊 休 地	土 地	1
大石橋市品川栄源連鑄耐火材料有限公司(中国)	定形耐火物製造	建物及び構築物	130
		機 械 装 置 及 び 運 搬 具	143
		有 形 固 定 資 産 「 そ の 他 」	2
		投 資 そ の 他 の 資 産 「 そ の 他 」	6
		計	282
—	—	合 計	286

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額により回収可能価額を測定するものについては、固定資産税評価額により評価しております。なお、定形耐火物製造固定資産については、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、回収可能価額を零として評価しております。

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	94,293千株	—千株	—千株	94,293千株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	15千株	3千株	-千株	19千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通 株式	329	3.5	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日
平成27年11月5日 取締役会	普通 株式	282	3.0	平成27年 9月30日	平成27年 12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	282	3.0	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主に債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは取引管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差 額
(1) 現金及び預金	8,474	8,474	－
(2) 受取手形及び売掛金 (*2)	30,673	30,673	－
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	13,782	13,782	－
(4) 支払手形及び買掛金	(13,464)	(13,464)	－
(5) 短期借入金	(15,262)	(15,262)	－
(6) 社 債	(2,220)	(2,223)	△ 3
(7) 長期借入金	(2,898)	(2,916)	△ 18

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、連結貸借対照表の短期借入金には、一年内返済予定の長期借入金が含まれておりますが、これは (5) 短期借入金には含めず (7) 長期借入金に含めて表示しております。

(6) 社債

当社グループで発行している社債の時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、連結貸借対照表の長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金が含まれておりませんが、これについては、(7) 長期借入金に含めて表示しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	383

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション、ショッピングセンター用施設、倉庫（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額及び時価については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
10,678	23,823

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	468円80銭
1株当たり当期純利益	29円67銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	41,674	流動負債	28,495
現金及び預金	3,604	支払手形	883
受取手形	1,544	買掛金	8,659
売掛金	19,719	短期借入金	10,930
有価証券	6,099	1年内返済予定の長期借入金	490
商品及び製品	4,087	1年内償還予定の社債	2,000
仕掛品	1,684	リース負債	3
半成品	78	未払金	3,275
材料及び貯蔵品	2,896	未払費用	837
前払費用	42	未払法人税等	198
未収入金	1,367	未払消費税等	53
関係会社短期貸付金	282	前受金	103
繰延税金資産	233	賞与引当金	515
その他の金	35	その他の金	544
貸倒引当金	△ 2	固定負債	8,119
固定資産	33,370	長期借入金	40
有形固定資産	19,976	リース負債	3
建物	10,865	繰延税金負債	1,159
構築物	454	退職給付引当金	3,602
機械及び装置	1,986	役員退職慰労引当金	352
車両運搬具	38	環境対策引当金	35
工具、器具及び備品	130	長期預り保証金	2,762
原料地及び山林	166	資産除去債務	157
土地	6,105	その他の	5
建設仮勘定	227	負債合計	36,615
無形固定資産	72	(純資産の部)	
ソフトウェア	43	株主資本	37,276
その他の	28	資本剰余金	3,300
投資その他の資産	13,321	資本剰余金	5,041
投資有価証券	6,778	資本準備金	635
関係会社株式	4,847	その他資本剰余金	4,405
関係会社出資金	1,290	利益剰余金	28,939
関係会社長期貸付金	1,370	利益準備金	825
その他の	403	その他利益剰余金	28,114
貸倒引当金	△ 1,368	固定資産圧縮積立金	2,235
		別途積立金	5,000
		繰越利益剰余金	20,878
		自己株式	△ 4
		評価・換算差額等	1,153
		その他有価証券評価差額金	1,153
資産合計	75,045	純資産合計	38,430
		負債純資産合計	75,045

損 益 計 算 書

（平成 27 年 4 月 1 日から）
（平成 28 年 3 月 31 日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		64,081
売 上 原 価		54,938
売 上 総 利 益		9,143
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,317
営 業 利 益		2,825
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
有 価 証 券 利 息	3	
受 取 配 当 金	496	
保 険 配 当 金	73	
そ の 他	48	634
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	80	
社 債 利 息	19	
為 替 差 損	45	
そ の 他	40	186
経 常 利 益		3,273
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	274	274
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	14	
減 損 損 失	4	
環 境 対 策 費	8	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	541	
関 係 会 社 事 業 損 失	120	689
税 引 前 当 期 純 利 益		2,858
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	802	
法 人 税 等 調 整 額	139	941
当 期 純 利 益		1,916

株主資本等変動計算書

（平成 27 年 4 月 1 日から）
（平成 28 年 3 月 31 日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
平成 27 年 4 月 1 日 期首残高	3,300	635	4,405	825	2,293	5,000	19,517
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 57		57
剰余金の配当							△ 612
当期純利益							1,916
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△ 57	-	1,361
平成 28 年 3 月 31 日 期末残高	3,300	635	4,405	825	2,235	5,000	20,878

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成 27 年 4 月 1 日 期首残高	△ 3	35,973	3,662	3,662	39,636
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
剰余金の配当		△ 612			△ 612
当期純利益		1,916			1,916
自己株式の取得	△ 1	△ 1			△ 1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△ 2,508	△ 2,508	△ 2,508
事業年度中の変動額合計	△ 1	1,302	△ 2,508	△ 2,508	△ 1,205
平成 28 年 3 月 31 日 期末残高	△ 4	37,276	1,153	1,153	38,430

個別注記表

I . 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 ……………移動平均法による原価法

その他有価証券 時価のあるもの ……………期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)

時価のないもの ……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価
切下げの方法）によっております。

商品及び製品については先入先出法、半成工事については主として個別
法、仕掛品、原材料及び貯蔵品については、主として移動平均法によっ
ております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物の一部、岡山塩基性煉瓦プラント及び日生CCパウダープラント、
並びに築炉事業部各事業所及び赤穂製造部の一部については定額法、そ
の他については定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっ
ております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっ
ております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期
間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間
を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平
成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係
る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 投資その他の資産

長期前払費用について、定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～15年）による定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職一時金支払に備えるため、役員退職金支給内規に基づく当事業年度末要支給額の総額を計上しております。

(5) 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）によっており、その他の工事については、工事完成基準によっております。
6. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たすため特例処理によっております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ取引
ヘッジ対象：借入金利息
 - (3) ヘッジ方針
金利スワップ取引は、金利変動による支払金利の増加リスクを減殺する目的で行っております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため有効性の評価は省略しております。
8. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - (2) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

II . 貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	4,040	百万円
構築物	83	
土地	265	
投資有価証券	177	
計	4,567	

上記に対する債務

長期借入金（1年内返済予定額含む）	50	百万円
長期預り保証金（1年内返済予定額含む）	2,712	
計	2,762	

3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 42,725 百万円

4. 国庫補助金により有形固定資産の取得価額から直接減額した累計額

国庫補助金受入れによる有形固定資産の
圧縮記帳累計額 48 百万円

5. 偶発債務

(1) 下記会社の金融機関等からの借入債務につき、保証を行っております。

シナガワリファクトリーズ オーストラレイシア Pty.Ltd.	263	百万円
大石橋市品川栄源連鑄耐火材料有限公司	240	(うち170百万円は根保証)
遼寧品川和豊冶金材料有限公司	64	(うち64百万円は根保証)
シナガワアドバンストマテリアルズアメリカズ Inc.	144	(うち144百万円は根保証)
計	713	(うち379百万円は根保証)

6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	11,363	百万円
長期金銭債権	1,369	
短期金銭債務	1,474	

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

2. 関係会社との取引高

売上高	36,041 百万円
仕入高	7,841
営業取引以外の取引高	340

3. 減損損失の内容

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

減損損失を把握するにあたっては事業別を基本とし、事業所別の製品群を単位に資産をグルーピングし、それぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としております。なお、賃貸等不動産及び遊休資産については、個々の物件を単位としております。

当事業年度におきまして、赤穂製造部ならびに共用施設の土地の一部について、地価が下落したため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

減損損失の内訳

対 象 と 所 在 地	用途	種類	減損損失 (百万円)
西日本工場赤穂製造部 (兵庫県赤穂市)	遊 休 地	土 地	2
共 用 施 設 (新潟県妙高市)	遊 休 地	土 地	1
		合計	4

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、固定資産税評価額により評価しております。

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式

19 千株

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	383	百万円
賞与引当金	180	
役員退職慰労引当金	107	
退職給付引当金	1,099	
減損損失	169	
関係会社株式評価損	735	
関係会社出資金評価損	218	
会員権評価損	49	
未払事業税	23	
その他	116	
繰延税金資産小計	3,083	
評価性引当額	△ 1,500	
繰延税金資産合計	1,583	

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△ 979	百万円
その他有価証券評価差額金	△ 505	
企業結合に伴う土地の時価評価差額	△ 1,012	
その他	△ 11	
繰延税金負債合計	△ 2,508	

繰延税金負債の純額 △ 925 百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の 32.8% から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.7% に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 30.5% となります。
この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は 64 百万円、法人税等調整額が 25 百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が 39 百万円増加しています。

Ⅵ. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社	JFEスチール株式会社	(被所有)直接33.8%	築炉工事の納入先・当社製品の販売先	築炉工事の納入・当社製品の販売(注)	34,644	売掛金	8,940

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	品川開発株式会社	直接100%	資金の貸付先	資金の貸付	232	関係会社長期貸付金	1,369
				利息の受取(注)	7		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 品川開発株式会社に対する資金の貸付については、市場金利等を勘案して合理的に条件を決定しております。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	J F E エンジニアリング株式会社	—	築炉工事の納入先・当社製品の販売先	築炉工事の納入・当社製品の販売 (注)	2,354	売掛金	807

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	407円64銭
1株当たり当期純利益	20円33銭

Ⅸ. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 11 日

品川リフラクトリーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 林 茂 夫 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	紙 本 竜 吾 ㊟

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、品川リフラクトリーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 11 日

品川リフラクトリーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 茂 夫	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	紙 本 竜 吾	㊞

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 182 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第182期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、定期的に事業の報告を求めるとともに、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員位地の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

品川リフラクトリーズ株式会社 監査役会

常勤監査役 小山 恵一郎 ㊦

常勤監査役 箱根 直 意 ㊦

社外監査役 豊 泉 貫太郎 ㊦

社外監査役 佐 藤 正 典 ㊦

(メ 毛)

(メ 毛)

